

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第337号)

平成16年12月9日

横情審答申第337号

平成16年12月9日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年12月17日総法第634号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「委任契約書（横浜地方裁判所昭和60年（行ウ）第 号判決取消請求
事件・開示請求拒否処分取消請求事件）（昭和60年5月14日）」及び
「委任契約書（東京高等裁判所昭和60年（行コ）第 号判決取消等請求
控訴事件）（昭和60年12月2日）」の一部開示決定並びに「 提
起に係る判決取消・開示請求拒否処分取消請求事件の訴訟代理人の選任、
委任手数料の支出等について（伺）（昭和60年5月11日決裁）に係る支
出命令書」、「 提起に係る判決取消等請求控訴事件の訴訟代理人
の選任、委任手数料の支出等について（伺）（昭和60年12月2日決裁）
に係る支出命令書」及び「 提起に係る判決取消等請求上告事件の
終了に伴う謝金の支出について（伺）（昭和61年度総文第553号）に係る
支出命令書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「委任契約書（横浜地方裁判所昭和 60 年（行ウ）第 号裁決取消請求事件・開示請求拒否処分取消請求事件）（昭和 60 年 5 月 14 日）」及び「委任契約書（東京高等裁判所昭和 60 年（行コ）第 号裁決取消等請求控訴事件）（昭和 60 年 12 月 2 日）」を一部開示とした決定並びに「提起に係る裁決取消・開示請求拒否処分取消請求事件の訴訟代理人の選任、委任手数料の支出等について（伺）（昭和 60 年 5 月 11 日決裁）に係る支出命令書」、「提起に係る裁決取消等請求控訴事件の訴訟代理人の選任、委任手数料の支出等について（伺）（昭和 60 年 12 月 2 日決裁）に係る支出命令書」及び「提起に係る裁決取消等請求上告事件の終了に伴う謝金の支出について（伺）（昭和 61 年度総文第 553 号）に係る支出命令書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「委任契約書（横浜地方裁判所昭和 60 年（行ウ）第 号裁決取消請求事件・開示請求拒否処分取消請求事件）（昭和 60 年 5 月 14 日）」（以下「文書 1」という。）、「委任契約書（東京高等裁判所昭和 60 年（行コ）第 号裁決取消等請求控訴事件）（昭和 60 年 12 月 2 日）」（以下「文書 2」という。）、「提起に係る裁決取消・開示請求拒否処分取消請求事件の訴訟代理人の選任、委任手数料の支出等について（伺）（昭和 60 年 5 月 11 日決裁）に係る支出命令書」（以下「文書 3」という。）、「提起に係る裁決取消等請求控訴事件の訴訟代理人の選任、委任手数料の支出等について（伺）（昭和 60 年 12 月 2 日決裁）に係る支出命令書」（以下「文書 4」という。）及び「提起に係る裁決取消等請求上告事件の終了に伴う謝金の支出について（伺）（昭和 61 年度総文第 553 号）に係る支出命令書」（以下「文書 5」という。文書 1 から文書 5 までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 14 年 11 月 20 日付で行った文書 1 及び文書 2 を一部開示とした決定並びに文書 3 から文書 5 までを非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号に該当するため文書1及び文書2を一部開示とし、並びに廃棄済により不存在であるため文書3から文書5までを非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書1及び文書2の弁護士印の印影についてであるが、委任契約書における受任弁護士の印影を公開とすると第三者に偽造されること等により、受任弁護士の財産権を侵害するおそれがあり、本号に該当するため、非開示とした。

(2) 文書3から文書5までの不存在について

文書3から文書5までは、昭和60年度及び昭和61年度に作成された文書である。これらの保存期間に関する規定については、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日限り廃止。以下「文書取扱規程」という。）及び同規程第35条第4項に基づく「文書分類表の制定について（通知）」（昭和60年10月1日総文第55号。以下「通知」という。）がある。通知によると、昭和60年4月1日以降に完結した文書については、通知による文書分類表が適用されるので、文書3から文書5までについてはこの通知によることになる。

通知では、支出命令書は第3種文書に分類されており、保存期間については文書取扱規程第35条第2項により第3種文書は5年と規定されている。

したがって、文書3から文書5までの保存期間は5年であり、文書3及び文書4については平成3年度に、文書5については、平成4年度に廃棄されていることから、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件処分を取り消すとの決定を求め、次の異議申立ての理由(1)から(3)までに示す通り、条例に基づく適法な開示の審議と申立人が求めた文書の閲覧及び交付を求める。

(1) 本件処分は、条例に違反している。

(2) 本件処分は、申立人の権利及び利益を侵害した。

(3) 本件処分は不服であり、適法な開示処分を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書のうち、文書1及び文書2は、実施機関を被告として訴えが提起されたため、弁護士を訴訟代理人として選任し、弁護士と委任契約を締結することを内容とする委任契約書である。また、文書3から文書5までは、当該委任契約に基づいて支払った委任手数料及び成功報酬としての謝金の支出手続きに伴い作成された支出命令書である。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書2に記録された弁護士印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 契約書に押印されている契約者双方の印の印影は、当該契約当事者の意思を証するものであって、当該契約書の真正性を担保するものである。

そこで、契約書に押印された個人や法人代表者等の印の印影については、当該個人や法人等の財産権を保護するため、当該印影自体を保護する必要性があると考えられる。文書1及び文書2に記録されている弁護士印の印影は、公にすると、偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(3) 文書3から文書5までの不存在について

ア 実施機関は、文書3及び文書4が昭和60年度に、文書5が昭和61年度に、それぞれ作成された文書であり、保存期間の経過により既に廃棄されていることから、非開示にしたと主張している。

イ そこで、文書3から文書5までの不存在について検証するため、当審査会で文書取扱規程及び通知を見分したところ、昭和60年4月1日以降に完結した文書については、通知による文書分類表が適用されることが規定されており、文書3から文書5までの保存期間もこの通知による取扱いをすることと規定されていたことが認められた。

また、通知によると、支出命令書は、第3種文書に分類されており、保存期間については、文書取扱規程第35条第2項により、第3種文書は5年と規定さ

れていたことが認められた。

したがって、文書 3 から文書 5 までの保存期間は 5 年であり、文書 3 及び文書 4 については平成 3 年度に、文書 5 については平成 4 年度に保存期間の経過により廃棄されており存在しないことから、非開示としたという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち文書 1 及び文書 2 を条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当するとして一部開示とした決定並びに文書 3 から文書 5 までを非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 14 年 12 月 17 日	・実施機関から諮問書並びに一部開示及び非開示理由説明書を受理
平成 14 年 12 月 25 日 (第 4 回第二部会) 平成 14 年 12 月 26 日 (第 4 回第一部会)	・諮問の報告
平成 15 年 3 月 13 日 (第 280 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成 16 年 8 月 20 日 (第 42 回第二部会)	・審議を第一部会に依頼する旨決定
平成 16 年 9 月 3 日 (第 44 回第一部会)	・審議
平成 16 年 10 月 1 日 (第 46 回第一部会)	・審議
平成 16 年 11 月 5 日 (第 48 回第一部会)	・審議
平成 16 年 11 月 19 日 (第 49 回第一部会)	・審議